

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書  
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	城南学園保育園	
運営法人名称	学校法人 城南学園	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	園長 八重津 史子	
定員（利用人数）	70 名	
事業所所在地	〒 546-0021 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田2-23-13	
電話番号	06 - 6702 - 9260	
FAX番号	06 - 6702 - 9262	
ホームページアドレス	<a href="https://ionan.jp/hoikuen/">https://ionan.jp/hoikuen/</a>	
電子メールアドレス		
事業開始年月日	平成28年4月1日	
職員・従業員数※	正規 19 名	非正規 5 名
専門職員※	保育士 23名 看護師 1名 管理栄養士 1名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 0歳児室、1歳児室、2歳児室、3歳児室、4歳児室、5歳児室、調乳室、医務室、職員室、園児トイレ3、多目的トイレ1、大人トイレ2、園庭、相談室、更衣室	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

## 【理念・基本方針】

### 【法人理念】

城南学園の建学の精神である「自主自立」「清和気品」にのっとり、城南学園保育園は乳児期からの人との関係性の育ちを基本とし『身体性の育ち』『精神性の育ち』『ことばの育ち』を大切にします。

### 【保育方針】

- ・信頼できる大人との出会いの場になるように、子どもの人権を守る。
- ・愛されているという実感のなかで、のびのびと自分らしさを発揮し、個性豊かに育つように見守る。
- ・常に本物に触れ、文化的な環境を整え、豊かな感性を育む。
- ・自然の恵みのなかで、養護と教育が一体となり、様々な体験を通して生きる喜びを育む。
- ・一人一人の違いを認め合う仲間づくりを大切にできる心を育む。
- ・地域の人たちとのふれあいを通して分かち合いの心を育む。
- ・保育士の専門性をいかし、保護者支援、地域の子育て支援に貢献する。

### 【保育目標】

ひとりひとり、どの子ども かけがえのない子どもたち。子どものありのままの姿を受け入れ 以下六つの目標を掲げて保育を行ないます。

- ①どんな 小さな ことにも 感謝することのできる子どもに
- ②全ての命を大切にする子どもに
- ③遊びも学びも 根気よく集中できる子どもに
- ④表現豊かな子どもに
- ⑤自分のように隣人を大切に思える 子どもに
- ⑥仲間を大切にし、地域の中でともに育ちあう子どもに

## 【施設・事業所の特徴的な取組】

- ❖子どものありのままの姿を受け入れ生活の中で丁寧に向き合い、一人一人が自分は大変な存在だと感じる心を育てています。  
一人一人の個性を認め合い子ども達が共に過ごす時間を大切にする事で理解を深め、社会性や豊かな人間性を身につけるようにしています。
- ❖給食、おやつは園内の厨房にて手作りしたものを提供。安心・安全な材料を厳選し、栄養バランスのとれた美味しい給食を提供しています。  
メニューも豊富で子どもにとって楽しい時間となるようにしています。離乳食・アレルギーをもつ子ども一人ひとりに合わせてきめ細やかに対応しています。
- ❖職員全員が様々なテーマの研修を受けて学ぶ機会があります。保育士のスキルアップがよりよい保育、さらに子ども達の健やかな成長につながることを大切にしています。  
必要に応じて法人内の大学、短大の各専門分野の教員を招いての研修やコンサルテーションを随時行えるつながりをもっています。

## 【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社EMアップ
大阪府認証番号	270057
評価実施期間	令和7年7月15日～令和7年11月12日
評価決定年月日	令和7年12月15日
評価調査者（役割）	2102C002 （運営管理・専門職委員） 1901C020 （運営管理・専門職委員）

## 【総評】

### ◆評価機関総合コメント

城南学園保育園は、学校法人城南学園が運営主体とする認可保育園です。城南学園の建学の精神である「自主自立」「清和気品」を掲げ教育に力を入れた施設を展開しています。法人には保育園から大学院までの一貫教育を行う総合学園として社会に必要とされる人材を多数輩出しています。城南学園保育園は、大阪市を構成する24行政区のうちの1つである東住吉区に立地しています。周辺は、法人内の学園施設があり、周辺一帯が教育保育施設に囲まれた環境となっています。園舎は、法人建物の1階部にあり、玄関を入ると子ども達の靴箱・広いホールがあり子どもは、集会や夕方の集い等で集まることができる場所となっています。ホールの両サイドに各年齢の保育室があり、子どもが隣のクラスへ行き来もできるゆったりと一日が過ごせる環境となっています。園舎内に園庭や0歳児クラス専用のテラスがあり、学園内の共有のグラウンドや芝生スペース、乳児が遊べる遊具が設置されたグラウンドもあり、多くの施設等で過ごせる快適な環境が整備されています。大学との連携が多くあり、実習生やインターンシップの受入れが積極的に行われ、子どもは園外の大人との関係性を持つ機会が多くあります。施設長は、保育現場での経験を活かし施設の改善点を職員と共有し、一緒に取り組む姿勢で主任保育士と共に職員指導を行っています。また保護者支援についても真摯に対応し、子どもへの対応について保護者に寄り添う姿勢を基本とし、日頃から育児相談を受けています。その中で施設への理解が得られるよう様々な創意工夫に努めています。また、職員は法人の理念に賛同し、実現に向かって実践し保育方針・目標を基に、充実したより良い保育の提供ができるよう日々努力しています。今回初めての第三者評価受審となりましたが、法人本部との連携と全職員で評価項目に沿って、取り組まれました。多くの気づきを得られ、改善に向かわれています。

### ◆特に評価の高い点

#### ◆法人本部との連携が密に行われており、スムーズな運営が展開されています

法人担当者と、施設の課題を共有し改善に向けて策を講じていく等、密に連携しています。法人全体で研修を行ったり、面談や人事考課を行う等の仕組みが整い組織的に行われています。

#### ◆施設の課題を職員間で共通認識し、改善に努めています

施設長の保育に対する情熱や主任保育士の課題解決に向かう姿勢が保育者同士の良好なコミュニケーションを作り、より良い保育実践に繋がるよう職員間で情報共有が行われています。

#### ◆子どもが快適に過ごせる環境が整備され、施設外の方々とのコミュニケーションがとれる環境があり社会性を育む保育が展開されています

法人学園の学校施設が多くあり、共有して施設を使用できる環境があります。大きなグラウンドで思い切り身体を動かせる機会や大学生等との関わりが頻繁にあり、豊富な経験ができ、社会性が育まれています。

### ◆改善を求められる点

#### ◆指導計画の作成に当たりアセスメント手法や指導計画作成の検討が望まれます

指導計画は保育所保育指針に基づいて、全体的な計画に位置づけて作成することが望まれます。乳児における教育保育内容について「3つの視点」で捉えた全体的な計画になるよう見直しを行い、全職員が参画して作成することが望まれます。

#### ◆子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われるよう人権擁護の方針等を学ぶ機会をもつことが望まれます

排せつや着替えシャワー時等の日常の保育場面におけるプライバシーに配慮し、子どもの人権配慮ができる環境を整備することが望まれます。また、マニュアル等に子ども尊重した教育・保育における基本姿勢を反映させ保育実践を行うことが望まれます。

#### ◆乳児保育について「城南学園保育園の私たちの保育」を基に保育実践の見直しが望まれます

食事・排泄・着替え・食事等について、本園の乳児保育の方針に応じた保育実践を行うことが望まれます。施設の標準的な実施方法を基本に、職員間で検討し、見直しをすることが望まれます。

### ◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

保育園の創立10年目にあって、第三者評価を受審する貴重な機会を得ましたことに感謝しております。当初は多少不安もありましたが、説明会でEMアップの皆様が丁寧に説明をしてくださって「一緒にやっていきましょう。だいじょうぶですから。」というお言葉を頂き、心強く、安心したことを覚えております。職員全員で自分たちの保育を細かく振り返り、保育園の様々な環境を見直し、運営については事務局とじっくり話し合うという時間をもったこと、その中で一人一人の職員の思いを分かち合い保育園の現状を改めて共有することができたと思います。この度、結果を頂いて高い評価を頂いた項目については謙虚に受けとめ、さらに大切に深めていけるように、また、指摘して頂いた改善点については、よりよい改善に向けて職員全員で慎重に協議し、課題として真摯に受けとめて具体的な取り組みを始めています。第三者評価を受審することで、職員一同、子ども達のかけがえのない命を預かる保育園として、また、子ども達の心に寄り添う者としての喜びと責任を新たにすることができました。心から感謝いたします。ありがとうございました。

### ◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

### 第三者評価結果

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	<p>中長期計画・事業計画・城南学園保育園手引き・ホームページ・城南グループ総合案内・パンフレット等において、法人の理念「城南学園の建学の精神である『自立自主』『清和気品』にのっとり、城南学園保育園は乳児期からの人との関係性の育ちを基本とし『身体性の育ち』『精神性の育ち』『ことばの育ち』を大切にします」と明記しています。施設が目指す子ども像は『ひとりひとり、どの子もかけがえのない子どもたち。こどものありのままの姿を受け入れ、以下6つの目標を掲げて保育を行います。①どんな小さなことにも感謝することのできる子どもに②すべての命を大切にすること子どもに③遊びも学びも根気よく集中できる子どもに④表情豊かな子どもに⑤自分のように隣人を大切に思える子どもに⑥仲間を大切に、地域の中でともに育ちあう子どもに』として記載しています。保護者には、重要事項説明書を基に入園説明会の際に説明をしています。職員には、カリキュラムが理念方針に基づいて作成しているかの確認をしています。</p>	
		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	<p>社会福祉事業の動向については、大阪市私立保育園連盟ブロック会議や日本保育協会・乳幼児保育学会等の業界団体に参加して、情報収集を行っています。また、大阪市からの連絡事項確認等、地域の特徴や変化等を把握しています。保育のニーズや利用者については、東住吉区から保育所募集数及び申し込み状況のデータを収集し、入所受入れの依頼を行っています。また、理事会で予算・補正予算・決算を行う際に、利用者の推移や保育のコスト分析等を行っています。</p>	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	<p>保育内容については、夏の厳しい暑さ対策を考えカリキュラムの見直しや可動式の日よけシートを設置すること、経営環境の課題として、厨房のタイル張替や保育室のエアコン増設・職員採用時の給与に不足のないように配慮する等を挙げています。これらの課題について、理事会評議委員会で報告を行い、学園として経営課題の共有をしています。改善すべき課題については職員会議で職員に周知し、保育環境を整えることに努めています。</p>	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	中長期計画は5カ年計画として策定しています。主なビジョンとして、城南学園の理念基本方針の基 『① 信頼できる大人との出会いの場になるように、子どもの人権を守る ② 愛されているという実感のなかで、のびのびと自分らしさを発揮し、個性豊かに育つように見守る ③ 常に本物に触れ、文化的な環境を整え、豊かな感性を育む ④ 自然の恵みの中で、養護と教育の一体となり、様々な体験を通して生きる喜びを育む ⑤ 一人一人の違いを認め合う仲間づくりを大切にする心を育む ⑥ 地域の人たちとのふれあいを通して分かち合いの心を育む ⑦ 保育士の専門性を生かし・保護者支援・地域の子育て支援に貢献する』と掲げています。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	単年度事業計画の主たる事業は、子育て支援の充実として、東住吉区の子育て支援機関との連携・“子育て広場 はっぴー” の内容の充実を図ること、保育の質の向上として、短期大学・大学の専門分野の教員との連携を図り、コンサルテーションを進める、としています。今後は、数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価が行える内容とすることが望まれます。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	職員の振り返り・反省・提案を文書化し、職員会議で話し合いや周知・意見を集約した後、再度法人連携園に報告し職員会議をしています。計画の見直した事例として、暑さを考慮して5歳児遠足の実施時期を見直し実施したことが挙げられます。また、職員の希望により、運動用具や年齢に合わせた玩具・絵本の購入を行いました。事業計画は理事会の前に見直しを行い、職員には、職員会議やミーティング等で周知しています。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	保護者には、年度初めに「年間行事予定表」等を全保護者に配布すると共に、必要に応じて園内掲示・手紙で事業計画の主な内容を報告しています。事業内容について保護者がより理解しやすいよう送迎時の談話や個別のやり取りで、保護者の理解や意見の集約に努めています。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	サービスの質の向上に向けて保育内容を組織的に評価する体制として、計画・実施・振り返り・次の計画に生かしています。課題については、職員会議で評価・検討を行うと共に反省・考察記録を基に、問題解決に取り組んでいます。また、振り返りで挙げた課題は、法人事務局と情報の共有をし、具体的な取組みや実施に努めています。今後は定期的な第三者評価の受審を検討しています。	

I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	保育の質の向上について見直しをした事例として、行事内容や開催時期の変更や標準的な実施方法を「城南学園保育園 私たちの保育」を作成し一冊にまとめたことが挙げられます。評価結果で分析した課題や結果は「第三者評価結果・検討課題」としてまとめ評価の低かった事案やニーズがある事項の改善に努める予定をしています。今後は、改善策や改善の実施状況については、施設や職員の自己評価を基にセルフチェック項目を全職員で検討することや改善の時期や方法をより具体的に決め、職員の意見を集約した改善計画の作成が望まれます。	

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	「中長期計画」「事業計画」に施設の経営・管理に関する方針と取組みを記載し、施設長の役割や責任については「運営規定・就業規則・職務分掌表・重要事項説明書」に明記し、職員会議で周知しています。施設長不在時の権限委任は「防災・安全計画書」に記載しています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	施設長は大阪市私立保育園連盟やその他保育関連機関等での研修で理解を深めています。職員は、学園長による保育の講義の際に必要な法令について学んでいます。法人として法令等のリストを作成し、コンプライアンスの遵守に向けて、児童福祉法・学校保健安全法・児童虐待防止法・子ども権利条約等の保育関連法や建築基準法・食品衛生法・労働基準法等の保育関連以外の法令も把握する取組みが整っています。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長はカリキュラムや日誌の確認を基に、日々の保育観察や直接子どもとの遊びを通して、職員の状況を継続的に把握評価し、課題を明確にしています。また保育の課題改善や園外研修参加の推奨や報告会を行い、保育の質の向上に取り組んでいます。職員全員で学び合えるように、施設の現状を考えた研修テーマを多く提供しています。また、学園内の大学・短期大学の教員による園内研修の実施も行っています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	経営の改善や業務の実効性に向けて、社会保険労務士や税理士からの指導を受け、定期的に法人内の会議で分析・確認しています。勤怠については有給休暇・産休・育休が取りやすい環境整備や働きやすい職場作りに努めています。職員は委員会活動で、子どもの発達過程に必要な楽しい行事の企画等を提案しています。また、福利厚生や教材管理・施設の装飾についてもチームで取り組んでいます。	

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	人材確保に向けた具体的な取組として、ホームページ掲載・実習生の多数受入れ・法人内の大学・短期大学への就職依頼・インターンシップやアルバイトの受入れ等を実施し、採用に繋げています。人材育成の取組みとして、入職後には新人育成研修・キャリアアップ研修受講の推奨等の支援を行っています。また、法人内の大学・短期大学との保育コンサルテーションにて、日頃の子どもの姿について心理士との協働で子どもの育ちを多面的に捉え、関わり方の助言等を受けられる仕組みを作っています。今後は、人材確保・人材育成に関する基本的な考え明示した文書の作成が望まれます。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	法人の理念に基づき「城南学園保育園が望む職員の姿」を明記し、受容・支援・研修の項目により具体的な内容となっており、採用や配置の指針として活用しています。人事基準は「就業規則・運営規定」に定め、職員は常時閲覧できるように設置しています。職員の処遇の水準については、賃金水準の比較や有給取得率管理を基に評価分析を行っています。職員配置や働き方の相談等は、職員ヒアリングを実施し、職員の希望を反映するように努めています。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	労務管理責任者は施設長が担い、職員の就業状況は「有給休暇届」「シフト表」「超勤勤務命令簿」で管理しています。職員の心身の健康と安全は、健康診断や日々の相談を通して確認し、学園の産業医にメンタル等の相談を受けることができる仕組みがあります。また、学園内にはコンプライアンス窓口の設置もあります。人材確保や定着の観点から、ゆとりのある人員配置を行い、福利厚生として親睦会・共済会への加入・制服支給・健康診断の補助等様々な定着支援を実施しています。処遇改善として正職員の給与一律10%アップを行っています。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	職員一人ひとりの目標は「自己点検・自己評価表」に記入し、法人の事務局長・事務局長代理・施設長・給食担代表者がそれぞれ評価・確認する仕組みがあります。「自己評価点検表」は、全職員が記入し目標達成の振り返りを行い、保育の実践に繋げています。また、組織として「城南学園保育園が望む職員の姿」には、受容・支援・研修項目が具体的な内容として行動規範を示しています。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	実施した研修として、乳児保育・食育・安全管理・人権・保育実践・特別支援保育・子どもの保健・子育て支援・絵本、赤ちゃん学・施設長研修等広い範囲で受講しています。園外研修として、キャリアアップ研修をはじめ大阪市私立保育連盟主催の多岐に渡る充実した研修の参加実績があります。また、学園内の大学や短期大学の教員による園内研修も実施され、研修後は月1回の報告会で、報告書の提出により職員周知をする仕組みがあります。	

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p>(コメント) 職員は、保育についての知識や技術の習得に向けた園内研修や園外研修に参加できる環境が整っています。新任職員には新人研修をはじめ経験や習熟度に応じて個別の対応を行っています。また、職務に必要とする知識・技術を習得する機会があります。職員に外部研修情報を適切に提供し、受講を積極的に推奨してシフト調整を行っている為、研修に参加しやすい環境となっています。</p>	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>(コメント) 「保育実習・インターンシップの受入れについて」のマニュアルに、実習生等の研修・育成についての基本姿勢を記載しています。マニュアルを基に実習生には、オリエンテーションで事前説明を行い、実習内容や園児への関わり等の指導を行っています。実施期間中は学校側との連携を行い、担当職員との話し合いや実習後の振り返り等の講評も行っていきます。学園内の大学・短期大学との連携で常に情報の共有が行われ、実習指導者が実習受入れの振り返りと改善について検討する機会を設けています。</p>	

	<b>評価結果</b>
--	-------------

II-3 運営の透明性の確保	
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>(コメント) 理念・基本方針・保育内容・事業計画・事業報告・法人現況報告書・苦情公表をホームページで公開しています。地域の福祉向上の為、施設は子育て支援拠点事業や園庭開放を行っています。苦情解決の体制については、重要事項説明書に明記しています。施設の存在意義や役割を東住吉区役所の情報誌に掲載し、施設のホームページや園見学者へのパンフレット配布等で多くの家庭に知らせています。</p>	
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>(コメント) 施設における事務・経理・取引等に関するルールは、法人本部の事務局で管理し、事務経理等の内部監査は、監事監査及び会計士からの指導を受けています。財務や事業についての指摘事項や改善の具体案等は、税理士・社会保険労務士等からの助言を基に、法人本部にて外部監査を受け適正な運営管理を行っています。</p>	

	<b>評価結果</b>
--	-------------

II-4 地域との交流、地域貢献	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>(コメント) 地域の関わりについての基本的な考えは「地域との交流について」に記載し、ホームページ・園だより・“東住吉子育てOHえん情報”で知らせています。また「全体的な計画」に地域との連携や交流を示しています。子育てに役立つ情報として、子育て支援等のパンフレットや行政からの情報チラシ等子育て育児に関わる情報等を玄関事務所に設置しています。地域との交流を目的として、“子育て広場はっぴー”・東住吉子育て支援センター“ぼけっと”や学園内のフェスティバルや大学祭・イベントへの招待等、法人全体での取組んでいます。</p>	

II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	ボランティア受入れの例として、インターンシップや中学生の職業体験等のプログラムを提供し、ボランティア受入れの仕組みがあります。学生アルバイトの受入れも多く、学校教育への協力を積極的に行っています。また、学園内の高等学校の幼児教育コースとの連携でボランティアの募集を積極的に行っています。「ボランティアマニュアル」を整備し、受入れの際の基本姿勢や方法等の詳細を記載しています。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	関係機関との定期的な連携は、大阪市私立保育園連盟・東住吉区施設長会議等で子どもに関する情報を共有しています。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもの対応については、東住吉区子育て支援室・大阪南部子ども相談センター等と連携を取る仕組みがあります。施設として必要な関係機関は「安全管理マニュアル」等で明示し、一覧にまとめています。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	地域の福祉ニーズ等を把握する為に、大阪市私立保育園連盟・東住吉区施設長会で定期的な情報交換を行っています。大阪市立矢田北小学校・地元の方に畑を借りてサツマイモ植え・東住吉区ラビット隊による安全教育等の交流を行い地域の情報収集を行っています。保育所がもつ機能を地域に還元する取組みとして“子育て支援ハッピー”で園庭開放・子育て相談の受付を行っています。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	把握した福祉ニーズ等に基づいた計画を「事業計画」に明示しています。地域コミュニティの活性化等を目的とした取組みとして、法人主催のイベント“総保まつり”を開催し地域住民に周知しています。また”子どもまんなか防災2025”を企画し、命を守る防災体験ができるイベントを開催する等、地域の防災対策として積極的な地域活動が行われています。東住吉区の防災拠点として『災時避難所』に指定され災害時の協力体制を整備しています。	

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	子どもを尊重した保育の内容はホームページや「重要事項説明書」「パンフレット」「教育及び保育に関わる全体計画」に、具体的な考え方や方法については「城南学園保育園手引き」に明示しています。職員は毎月の職員会議で、子どもや保護者等の尊重や基本的人権への配慮について学んでいます。子どもが互いを尊重する心を育てる保育は、異年齢保育や園舎の特徴を生かし、隣のクラスの友だちのことを気にかけることで、人に優しくできる気持ちを育てています。子どもの多様性について「多文化共生と子どもの人権」の外部研修を受講し知識を深めています。	

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<p>(コメント) 子どものプライバシー保護に関して「個人情報取り扱いマニュアル」に明記しています。園舎は外部からの視線が入らないようプライバシーに配慮した構造となっています。今後は、子ども同士についても配慮できるようトイレの扉やおむつ替えについて環境を整備することや、職員がプライバシー保護に関する理解が深められるよう園内研修等を実施することが望まれます。</p>	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>(コメント) 施設の情報は、ホームページ・施設のパンフレット・東住吉区の情報フェア等で配布する等、多くの人に周知できるように紹介しています。理念、方針・園独自の取組み・安心の環境・園生活・年間行事・施設の情報・園の行事・入園までの流れ等の情報を示し、多くの写真や図を用いて園の雰囲気や特色が伝わるよう工夫しています。利用希望者の施設見学は電話で受け付け、保育内容が見学できる午前中に時間を設けて、基本は一組ずつで案内しています。</p>	
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>(コメント) 利用が決まった保護者には「城南学園保育園手引き」「重要事項説明書」「同意書」「緊急連絡票」等のアセスメントに関する書類を入園説明会(在園児には前年度末)で配布をしています。説明に当たっては、記入が分かりにくい書類に関し、記入例を同封しています。説明時には、実物の書類等を見せながら、分かりやすく丁寧な説明に努めています。又、疑問点や質問はその場で受けるようにしています。利用に当たっては、3種類の「同意書」を提出してもらい、保護者の意向を確認しています。外国籍の利用者には施設全体での配慮の基、職員が個別に対応できるようにしています。</p>	
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>(コメント) 卒園や転園の際の引継ぎについては「保育要録」や「個人懇談報告書」「児童票」を活用しています。今後は、施設の利用が終了した際に、子どもや保護者に対してその後の相談ができる体制として、窓口担当者を設置し、保護者等に周知することが望まれます。また卒園・退園の際の引継ぎに関する手順等が記載された引継ぎ文書を作成することが望まれます。</p>	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。	
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>(コメント) 一人ひとりの子どもに応じた援助や支援を行う為に、日常保育の中で全職員で子どもの保育観察を行い、個人懇談・保護者からの聞き取り・連絡帳等で情報を得ています。玄関に意見箱を設置し保護者の声を随時集約しています。保護者から意見要望があった際には、職員会議で検討を行う等の対応をしています。今後は、定期的な満足度調査を実施し、利用者の満足を把握することが望まれます。</p>	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>(コメント) 苦情解決の体制として、苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員の設置をしています。ホームページや重要事項説明書に要望・苦情等に関する相談窓口を記載し、苦情解決の実績は法人のホームページで公表しています。苦情内容については「苦情処理対応マニュアル」を基に、苦情内容を記録し適切に保管しています。苦情の申し出があった場合は、早急に個別面談を行い回答をし、文書での回答要望にも応えています。</p>	

Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	保護者が相談や意見を述べる方法は、ホームページ・重要事項説明書に記載し、相談対応と意見の傾聴に努めています。相談を受ける際には、相談室や事務所を利用し、相談者のプライバシーを守って話しやすい環境を整えています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	保護者の対応については、常に施設長・主任保育士が保護者への声掛けをし、不安な状況を見逃さず、職員で共有しています。また、子育て支援研修や保護者支援研修を学び、保護者の要望の聞き取りや送迎時等の対応に努めています。相談や意見があった際は、できるだけ早急な即日回答を行い、検討が必要な相談内容には、日にちが必要な旨を伝えて了承を得ています。連絡ノートを活用し、常に保護者への声掛けを積極的に行っています。今後は定期的なアンケートの実施に加え、保護者対応のマニュアル等を整備し、保護者の意見を積極的に把握することが望まれます。	

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	リスクマネジメントに関するマニュアルとして「安全管理マニュアル」等を整備しています。また、ヒヤリハット報告・事故報告書等を活用し、発生要因を分析して再発防止に努めています。救命・事故防止等の現場リスクに応じた内容とし、メディアからの情報や外部研修の報告を職員会議等で情報共有しています。外部講師による子どもの安全に関する情報収集や事故防止研修を行い「重大事故振り返りシート」を活用し改善に取り組むと共に、その都度マニュアルの見直しを行っています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症対策については、施設長や主任の他嘱託医も責任者となっています。「感染症対応マニュアル」に基づき、日々の感染症対策が行われています。看護師を中心とした園内研修で情報を共有し、様々な感染症についての知識を得ています。感染症が発生した場合は、玄関掲示・必要に応じて連絡アプリでの配信を行い、室内換気の徹底・室内の消毒・玩具の消毒・感染者数や発生状況の確認をし初動対応しています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	災害時の管理体制は「安全管理マニュアル」「非常災害マニュアル」に明示し、緊急時の対応や避難ルート等の対応を定めています。子どもや保護者の安否確認は「災害時引渡しカード」を利用して行っています。備蓄責任者は、施設長とし「備蓄リスト」を作成して、各クラスには避難用リュックサックを設置しています。消防署や警察との連携による合同訓練を行い非常時に備えて訓練を実施しています。今後は、災害時に保育を継続する為に必要な対策をマニュアル(BCP計画)を作成し、利用者の安全確保の取組をすることが望まれます。	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	保育の標準的な実施方法は「城南学園保育園の手引き」「城南学園保育園 私たちの保育」に明示し、子どもの尊重・プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢を明示しています。年齢別の発達の特徴、保育士の姿勢と関わりの視点、具体的な保育内容が明記されています。職員は、職員会議等で確認し保育実践が画一的にならないよう、月案・週案個指導計画で立案し、主任保育士・施設長がクラスに入った際に確認しています。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	保育の実施方法の見直しは「城南学園保育園 私たちの保育」として、今年度更新しています。これまで使用していた文書等を1つにまとめ、職員が共通理解できる内容に更新しています。職員や保護者の意見に対して必要性や緊急性に応じて職員会議等で話し合い反映する仕組みがあります。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	指導計画を作成する際には「指導計画作成について」を基に、保護者の意向を把握しクラス担任が計画に反映しています。指導計画の作成責任者は、クラス担任とし主任保育士・施設長が確認しています。アセスメントを作成する際に保育士・管理栄養士・看護師の他に大阪市の巡回指導職員・療育先の指導員・法人内大学・短大の教職員等の助言を受けて作成しています。指導計画は、年間・月間・週案・個別指導計画・個別月案の単位で作成しています。子どもと保護者のニーズが個別指導計画に具体的に盛り込まれ、施設全体で対応し成果に繋げています。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	指導計画の見直しについての方法・仕組みについては「指導計画作成について」に明示しています。また、職員会議で作成する職員に周知しています。指導計画の評価・反省は、年間・月週日案・個別指導計画・保育日誌の反省・考察欄に記録しています。その中で改善への取り組みとして、0歳児の水遊び計画について遊びの内容や時間配分について見直した事例が挙げられます。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント)	子どもの身体状況や生活状況等は「児童票」「健康調査票」に記録しています。毎月の身体測定や健診結果は「月別発育表」に記入して、保護者と共有しています。職員間の情報共有は、職員会議・議事録で共有できるようにしています。今後は、子どもの状況等を記録する際、記録内容や書き方に差異が生じないように記録要領等を作成し活用することが望まれます。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	「個人情報の取り扱いマニュアル」により、子どもや保護者等の個人情報に関する規定や記録の保管・破棄・提供などのルールを定めています。記録の管理責任者は施設長とし、全職員に対して個人情報保護に関する周知と徹底を入職時や職員会議で説明し、規定遵守を実施しています。守秘義務についてや情報の園外持ち出しの禁止を徹底し、誓約書にて同意を得ています。保護者には、書面にて保護者説明をし「同意書」で同意を得ています。	

# 児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	全体的な計画には、教育保育理念・教育保育方針・教育保育目標を記載しています。年齢別の子どもの養護と教育、五領域での保育のねらいを明記し、家庭や地域との連携・地域等への行事参加、その他、食育のねらいと内容・健康支援・環境・衛生管理、安全対策・事故防止・保護者や地域への支援・小学校との連携・研修計画等を記載しています。今後は保育所保育指針に基づき、0歳児保育は3つの視点で捉え整備されることが望まれます。また、全体的な計画は児童福祉法や保育所保育指針の趣旨を踏まえ、作成や定期的な見直しについて、保育に関わる職員が参画することが望まれます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
(コメント)	子どもが心地よく過ごすことのできる環境として、保育室に温湿度計を設置し空気清浄機を設置して、換気に留意しています。室内清掃は担当者を決め、週1回程度の次亜塩素酸水での拭き掃除、玩具消毒（0歳児は毎日）週末のコットマット消毒・バスタオルの持ち帰り等で清潔な環境維持に努めています。棚や遊具等は死角にならないように配置し、プレイサークルにソフトクッションを使用する等怪我防止に努めています。園庭は主に砂場遊びができるように、砂遊びの玩具を豊富に揃えています。夏には水遊びができるようにしています。その他に学園所有の芝生広場やグラウンドが複数あり、総合遊具や鉄棒等も設置され、安全に遊べる環境が整っています。子どもが心身共に落ち着けるように、集団から離れて保育士と過ごしたり、保育室から離れてホールや事務所、相談室を活用したりして、一人になれる場所を作る等配慮しています。食事環境は楽しい雰囲気を作り落ち着いて食事が出来るスペースを確保しています。乳児クラスは少人数で保育士が側で見守り誤飲防止やおいしく食べる環境に配慮しています。手洗いやトイレは毎日清掃し、手洗いの際にはペーパータオルを使用し、清潔に保てるようにしています。今後、各保育室内の安全衛生管理等に関しては、点検表を基に破損の有無、改善経過や結果等が記載できる書面の作成や棚の上の落下防止やトイレに不要な用具を置かない等の安全管理体制を見直すことが望まれます。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	一人ひとりの子どもの個人差を把握する為に0～2歳児は「個別指導計画」、3～5歳児は学期毎に「成長の記録」に記録し職員間で確認しています。子ども一人ひとりの思いを受け止め、言葉で表現できない場合は代弁して表現したり、落ち着いて話ができるよう場所を設けたり、ゆっくり聞き自ら話ができるまで待つようにしたりしています。また選択肢を増やし、何を表現したいのか選べるように配慮しています。感情や自主性を受け止め、安心して自分の気持ちを表現できるように配慮しています。子ども同士のトラブルの際は、手が出そうになる前に仲裁に入り、互いの気持ちを聞き取り受け止めて、仲立ちとなって解決できるようにしています。必要以上に介入せず、見守りながら必要に応じて対応するようにしています。寄り添いながら互いの思いを伝える架け橋となるよう援助しています。せかず言葉や制止する言葉等はなるべく使用せず、『ダメ』『やめなさい』の不定語を使用せず肯定的な言葉を使うよう意識するようにしています。保育者は、保育中大きな声で子どもに話をしないよう心がけ、丁寧に子どもに話しかけるようにしています。日々の保育の振り返りや研修報告会・職員会議等で日々の保育の在り方等を振り返り、改善につなげるようにしています。	

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	<p>子どもの発達段階に応じた支援の方法を「個別指導計画」「個人記録」等に示しています。基本的な生活習慣が身につくように、年度初めにトイレ・手洗い場の使用方法・衣類のたたみ方等を指導確認しています。言葉だけでなくイラストや文字で可視化して分かりやすいように示し、保育士がお手本となって基本的な生活習慣の大切さを伝えていきます。自分でやろうとする意欲を認めて、できたことを褒め自信に繋がれるように援助しています。基本的な生活習慣を身につける事の大切さは、絵本や紙芝居等を通して、子どもに分かりやすく伝えるようにしています。トイレのスリッパの場所表示や個人のマーク等決められた場所に物を片付ける等の習慣を身に付け、当番活動を通して子ども自身が意欲的に取り組めるようにしています。</p>
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
(コメント)	<p>子どもが主体的に活動できるように複数の玩具を準備し、子どもが自分で好きな遊びが出来るようにしています。子どもが自発的に活動できるよう、前日に翌日の予定を伝え意欲的に取り組めるようにしています。幼児クラスは当番活動を取り入れ、子どものやりたい気持ちを尊重しています。また、生活体験の遊び等では、再現遊びができるよう好きな玩具を置いて、室内の環境作りに努めています。戸外へは、園庭・グラウンド・第3グラウンド・芝生広場(学園敷地)へ毎日でかけ、鬼ごっこ・ルールのある遊び・固定遊具・滑り台・砂場遊び・虫観察・草花水やりをして広い場所で伸び伸びと体を動かして楽しんでいます。子どもが社会的ルールや態度を身につけていくよう、玩具や遊具の貸し借り・順番を待つ・『ありがとう』や『ごめんなさい』など相手に伝える言葉の大切さを保育の中で伝えていきます。地域との交流は、芋畑をお世話して下さる方との交流・子育て広場はっぴーに参加の親子・地域ボランティアの方(ラビット隊)との交流(交通安全指導、防犯指導など)等があります。特に多数の学生のインターンシップや実習生が来訪し、社会体験の機会が多くあります。今後は、子どもが自由に遊びたい玩具を自分で手に取れるような玩具棚の配置等を検討し子どものやりたい気持ちが尊重できるような環境整備が望まれます。</p>
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	<p>明るく 広々とした保育室で、床暖房の設置やほふく・伝い歩きができるクッションマットやソフトクッションによるプレイコーナーを設置し、安全に遊びが十分できるようにしています。保育室からハイハイで出られるウッドデッキがあり、ひなだぼっこや夏には水遊びができる環境が整っています。食事・遊び・睡眠の環境が分けられて毎日の同じ繰り返しの中で「ここは〇〇の場所」と認識できるようにしています。月齢にあった玩具(木製の玩具やおままごと手作り玩具等)を用意し、ポットン落としなどの玩具で『入れる』『出す』という動作や『引っ張る』『押す』『投げる』などの動作につながる玩具を取り入れています。保護者との連携は、朝夕の送迎時のコミュニケーションや連絡帳で子どもの様子・食事・睡眠・排泄について共有し、相互理解を図っています。今後の課題として、子どもの人権尊重を基本とした乳児保育の具体的な方法について職員間で検討することが望まれます。</p>

A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	<p>子どものやりたいやってみようという気持ちや意欲を大切に見守り、衣類の着脱や食事の介助は必要に応じて援助しています。できた時には大いに誉め、自信に繋がるようにしています。子ども同士の喧嘩については、気持ちが落ち着くまで待つようにし、場所を変えて気持ちの切り替えができるように双方の気持ちを代弁して解決できるようにしています。積極的な探索活動が行えるように、同じ場所ばかりで遊ぶのではなく、様々な環境下（ホール、テラス、園庭、グラウンド、大学の模擬保育室等）で遊べるように計画し、興味関心が持てるようにしています。子どもの意見が尊重できるような問いかけや話し方を心がけ音楽リズムやお話しを中心に保育を進め、少人数でのルールのある遊びをする中で集団生活でのルールが身に着けられるようにしています。異年齢児とは、同じ階に保育室があるため交流が自然とできる環境があります。保育者以外の大人とは、子育て広場はっぴーに参加の親子・地域ボランティアの方（交通安全指導、防犯指導等）・多数の学生のインターンシップや実習生との交流を通して、様々な経験ができるようになっていきます。</p>	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	<p>保育室の特徴として、各保育室をアコーデオンカーテンで仕切り、年齢別活動と異年齢活動ができるようになっていきます。発達に応じた保育が行われる中で、豊かな遊びや経験を通して必要な言葉を身につけ、自分の思いを言葉で伝えることができるように援助しています。他児に対しての配慮ができる子どもや生活時間に沿って自発的に活動ができ、子ども同士で生活が組み立てられるようにしています。保護者とは、子どもの育ちを運動会・作品展・保育参観・個人懇談等で共有し、理解を深めてもらっています。</p>	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	<p>障がいに応じた環境として、多目的トイレ・バリアフリーや発達に応じた視覚支援・玩具等を整備しています。個別の相談があった際は、事務所や相談室等で行いプライバシーに配慮しています。子どもが心身を落ち着かせる必要がある場合は、ホール・テラス・医務室・相談室等で過ごせるようにしています。障がいや配慮が必要な子どもの保育については、家庭の様子や子どもの姿を記述した「個別指導計画」に基づいて支援を行っています。また必要に応じて保護者と面談し、その内容は職員会議で全職員が共有しています。職員は、キャリアアップ研修や外部研修に参加し、知識を深めています。大阪市の障がい児巡回指導（月1回）・東住吉区役所子育て支援室（保健師、家庭児童相談員）等の専門機関と連携し、配慮の必要な子どもの保育の助言を得ています。</p>	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	<p>1日の生活の見通しを持って過ごせるように、毎日終わりの会を全園児で行い、その中で次の日の保育について伝えていきます。また、子どもがやりたい活動を決めて実施するようにしています。登園後、準備を終えた子どもから自分の好きな玩具や遊びをし、トイレへ行くタイミングや、飲水のタイミング、着替え等に関しては自発的にできるようにしています。子どもが安心してくつろいだり、部屋の明るさや温度湿度を適度に保ち、集団から離れて過ごしたい子どもはホールや相談室、事務所等で場所を変えて落ち着いて過ごせるようにしています。疲れた際に身体を休めることができるよう、コットやパーテーション等を活用して過ごせるようにしています。長時間保育の子どもには、補食として18時15分に市販の菓子を提供しています。子どもの状況については、各クラスの「健康観察表」で共有し、延長保育担当職員が保護者へ漏れがないように伝達しています。</p>	

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づき、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>(コメント)</p> <p>就学に向けた支援については「小学校関係ファイル」に記載しています。就学に備え、集団行動や文字・数への興味関心がもてるような保育や長い時間姿勢保持ができるような座り方等を行っています。就学の見通しについては、矢田北小学校の学校探検出来る機会を利用して、学校生活のイメージが持てるように予定しています。保護者には個人懇談会を設け、心配事等不安がないようにしています。就学する小学校へ「保育所児童要録」を担任が作成して提出しています。</p>	

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>(コメント)</p> <p>子どもの健康管理は「子どもの健康管理に関するマニュアル」に基づき対応しています。毎朝「全体把握日誌」で子どもの健康状態を確認し、全職員が共有しています。看護師は、0歳児の保育に当たっていますが、当日の子どもの健康状態については、各クラスを回って把握しています。看護師は「感染症やアレルギーの理解と対応について」の外部研修を受講し、職員に情報提供を行っています。また、乳幼児突然死症候群（SIDS）や心肺蘇生の園内研修も行い、全職員で理解を深めています。その他に近隣の病院と連携し、医師による園内研修を受ける機会があります。子どもの健康維持の取り組みや情報を「保健だより」や園内掲示等を通して、保護者に周知しています。「保健だより」は看護師が作成し、子どもの健康に関する情報や保護者向けのコラムも掲載しています。</p>	
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p>(コメント)</p> <p>子どもの健康状態を把握する為、嘱託医による健康診断を年2回・歯科検診を年1回行い「健康診断票」に記録し「月別発育表」で保護者に知らせています。受診等必要な場合は受診依頼書等で保護者に伝え、通院後の追跡調査を行い、子どもの健康管理に努めています。「月別発育表」は6年間の記録と必要な情報が記載され園から通院が必要な時に持ち出せるようにしています。</p>	
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>(コメント)</p> <p>アレルギーについては「アレルギー対応マニュアル」に基づいて対応しています。慢性疾患のある子どもについて、嘱託医と連携し対応することとしています。アレルギーや慢性疾患等を持つ子どもの保護者と年1回の面談をして、負荷試験をした際は受診後の情報共有を行っています。誤食の防止に向けて、アレルギー児の食事提供は、食事するテーブルを分ける・アレルギー児用の配膳プレート・個人名と対象アレルギーを記載した名札添付・提供前に給食室と職員の声出し確認を行うよう徹底しています。子どもの健康に関する研修に参加し食物アレルギーの理解と対応について知識を深めています。</p>	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>(コメント)</p> <p>「食育計画」は主任保育士が作成責任者となり、食育目標として“喜んで楽しくおいしく”としています。全園児トレーを使用し、美味しく見えるよう盛り付けを工夫して配膳しています。各年齢に応じて4人掛けと保育士の配置が決まっています。特に乳児クラスは正面や口元が確認できる場所に配置し、子どもの誤嚥防止に努めています。子どもが食について関心を深める為の取り組みとして、夏野菜の栽培やクッキングを通して文化や栄養について話をしたり、季節や行事に合わせた給食メニューを提供したりしています。毎月の「献立表」「給食だより」・給食展示・人気のレシピ紹介の掲示をして、保護者に食の大切さや関心が持てるよう知らせています。</p>	

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>(コメント) 子どもの発達状況や体調等を考慮し、食事量や食材の大きさを変える等、献立や調理の工夫をしています。蒸す・煮る・茹でるといった調理法を中心に、消化しやすい調理法を心掛けています。素材本来の味を活かした薄味にすることで塩分・糖分の過剰摂取を防ぎ、健康的な味覚を育てています。旬の食材を取り入れ、季節に合わせたメニューや行事食・地域の食文化を取り入れた料理を提供しています。おせち料理・節分・ちらし寿司・こいのぼりホットドッグ・兜クッキー・七夕そうめん・重陽の節句・かぼちゃ煮・ゆずのすまし汁等豊富なメニューとなっています。学園の学生食堂で調理された焼き立てパンが週1回提供され、子どもが楽しみにしているメニューの一つです。『特定教育・保育施設等における「食」のマニュアル』『大量調理施設衛生管理マニュアル』衛生管理点検表を基に適切な衛生管理が行われています。栄養士をはじめ厨房職員の協力体制の基、クッキングや子どもの食事の様子を見る機会を持っています。</p>	

	<b>評価結果</b>
--	-------------

A-2 子育て支援	
A-2-(1) 家庭との緊密な連携	
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>(コメント) 保護者との日常的な情報交換として、0・1・2歳児は個人連絡帳を毎日取り交わし幼児クラスは連絡事項がある場合に使用し、子どもの成長を共有しています。また、毎日クラスボードに保育内容を記載し、降園時等に保護者と情報共有しています。保護者と子どもの成長を共有する機会として、保育参観・運動会・作品展の開催を実施しています。個人懇談は年2回実施し個々の成長について伝えています。その内容は個人懇談報告書に記録しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p>(コメント) 日々の保護者の話しに耳を傾け思いを受け止める体制を整えています。子どもに関する何気ない会話から保護者の思いや、保護者自身の状況を感じ取れるように、日頃からの声掛けを重視しています。相談があった際には、複数で対応するようにしています。相談受付は主任保育士・副主任保育士とし、施設長が対応す体制を整えています。保護者対応の方法は「苦情処理対応マニュアル」を基に職員会議等で職員に周知することが望まれます。また、相談内容の記録を残すことが望まれます。</p>	
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>(コメント) 子育てや就労等の内容については、入園時の面接やアセスメントで把握し個人懇談会等で確認しています。虐待等の事案については、主任保育士から施設長に報告し、臨時会議等を設けています。要因がどこから来ているのかを見極める為にも丁寧に回を重ねて話を聞き、保健師に繋いだ事例があります。保護者による虐待を疑われた場合は、東住吉区子育て支援室・大阪南部子ども相談センター等の専門機関と連携を図っています。今後の課題として、虐待防止及び適切な対応に備え、職員は「虐待対応マニュアル」を基に園内研修や会議等を定期的に行うことが望まれます。</p>	

	<b>評価結果</b>
--	-------------

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
-----------	---	---

(コメント)

保育実践の成果や経過については、月間指導計画・個別指導計画・週日案の反省・考察で評価しています。職員個人として「保育所保育指針による自己チェックリスト100」の項目について振り返りを行っています。今後は、具体的な目標記載ができるよう追記し、評価する時期を設定実施することが望まれます。また、職員個人の自己評価を施設全体の自己評価に繋げ、組織的・継続的に保育の質の向上に向けて取り組むことが望まれます。

	<b>評価結果</b>
--	-------------

A-4 子どもの発達・生活援助

A-4-(1) 子どもの発達・生活援助

A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
-----------	---	---

(コメント)

不適切な保育を行わないよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関するガイドライン等」を基に職員研修を実施し予防に努めています。今後は、職員が不適切な保育を行わないよう、体罰等の禁止事項を「就業規則」等に明記することが期待されます。

# 利用者(保護者)への聞き取り等の結果

## 調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	72人 (回収率 57%)
調査方法	アンケート調査-無記名方式 (2025年9月実施)

## 利用者への聞き取り等の結果(概要)

アンケート回収率は57%で、自由記述欄には、49%の方が声を寄せていました。設問が14問あるなかで「はい」と回答した結果が下記の通りになりました。

◆100%の高率が1設問ありました

○園内は全体的にいつも清潔で整理整頓されていると思いますか。

◆90%の高率が4設問ありました

○園やクラスの様子などについて「園だより」「クラスだより」等を通じて、わかりやすく伝えられていますか。

○災害や不審者の侵入等、様々な危機を想定して子どもの安全を守るべき対策が十分取られていると思いますか。

○献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の献立や内容が充実しているとわかるようになっていきますか。

○懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか。

◆80%台の回答は6設問ありました

○保育や教育の考え方や、指導内容に関する説明は様々な機会において丁寧に行われていると思いますか。

○入園時の説明や、園の子どもたちの様子を見て子どもを預けることへの不安が軽減しましたか。

○子どもの気持ちや様子・子育ての悩みなどについて職員と話したり、相談したりすることが出来るような信頼関係がありますか。

○園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか。

○お子さんが怪我をしたり、体調が悪くなったりした際の対応や慢性的な病気の対応は適切になされていますか。

○職員の言葉使いなどは丁寧で、服装などの身だしなみが整っていると思いますか。

◆70%台の回答は2設問ありました

○園の保育内容や保育サービスについて、あなたの意見や意向を伝えることができますか。

○日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じてくれたり、個別面談などを行っていますか。

◆50%台の回答は1設問ありました

○保護者からの苦情や意見に対して、園から「懇談会」や「園だより」などを通じて説明がありましたか。

### 【総合的な感想】

特に意見の多かった点は、周りの友達の行動や色々な事を教えてくださるので、出来ることが増えているのが良いと思います。という回答がありました。要望があったのは、子どもの体調の事など、こちらから伝えたことが担任間で情報共有されていないと感じることが度々あります。という回答が寄せられています。

## 福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

### ①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

### ②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

### ③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等